

災害時の本庁舎及び地方合同庁舎等に係る代替庁舎の確保について

いまにし ま ゆ
今西 真由

滋賀県 総務部財政課財産活用推進室財産活用係 主任主事

1 はじめに

本稿では、滋賀県が令和6年度に実施した災害時における代替庁舎の確保に向けた取組み及び新たに策定した「滋賀県代替庁舎移転マニュアル」について紹介する。

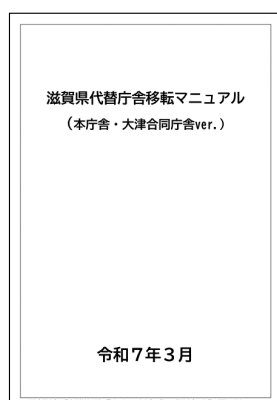


図1 滋賀県代替庁舎移転マニュアル

2 代替庁舎確保に向けた取組みの経緯

平成27年5月、内閣府(防災担当)は「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を公表し、業務継続計画に定めるべき特に重要な6要素を定め、その一つとして「本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定」を掲げている。しかし、令和5年度の消防庁及び内閣府の公表資料によると、都道府県では本県が唯一、代替庁舎の確保ができていない状況であった。

こうした状況下において、令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、災害対応体制の強化が喫緊の課題となった。「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応体制と受援体制の強化・見直しに係る第1回検討会議」(4/17開催)において、県庁舎及び地方合同庁舎について災害発生時の代替庁舎の確保に取り組むことを決定し、以降、総

務部を中心に、防災危機管理局、土木交通部、健康医療福祉部等の関係部局が連携し、取組みを開始した。具体的には、大規模災害時に多くの職員が参集し、災害対策本部(地方本部)が設置される本庁舎や地方合同庁舎等が被災した場合に備え、代替庁舎の確保に向けた庁内検討会議を設置し、検討を重ねた。

3 代替庁舎の確保に向けた取組み

代替庁舎の確保にあたっては、以下のとおり様々な検討と試行錯誤を重ねた。

1) 人数想定と代替庁舎確保に向けた基本的な考え方

まず、代替庁舎に移転する人数の想定を行った。代替庁舎では、非常時優先業務の実施を想定しているため、従事する職員数(BCP要員)を基に、必要な施設の確保を検討した。本県には本庁舎のほか、地元市町等との情報共有や現地での活動を担う地方合同庁舎や保健所が6圏域(大津合同庁舎を除く)に設置されている。これらの施設では、BCP要員の人数に加え、災害発生後に緊急初動対策班やDMAT等の医療支援チームが直ちに参集するため、応援組織の入居人数も想定に含めた。

代替庁舎の候補は、原則として前述の従事職員や医療支援チームが同一施設に入居できることを目標とし、本庁舎・地方合同庁舎等の位置から近く、同圏域内にある施設を確保することとした。

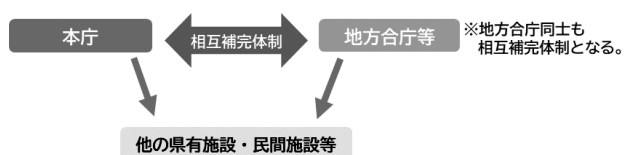


図2 相互補完体制の関係図

しかし、ライフラインの復旧状況や近隣の被害状況によっては、近隣の代替庁舎の確保が困難な場合も想定される。そのため、相互補完体制により他圏域での代替庁舎確保・移転も検討し、被災状況に応じて使用可能な施設を選択できるよう、複数の施設を確保する方針とした。さらに、いずれの施設も使用が困難な場合は、仮設庁舎の建設に着手することとした。

2) 代替庁舎の確保と民間事業者等との連携

代替庁舎の確保にあたっては、まず緊急避難所・避難場所に指定されていない県有施設を候補とした。本庁舎については、約1,700人ものBCP要員が入居できる施設を確保する必要があったが、幸いにも本県には「琵琶湖モーターボート競走場(競艇場)」があり、約1,300人規模の代替庁舎を確保できた。しかし、競艇場以外に大人数が入居できる県有施設が周辺になかったため、周辺で使用可能な民間ビルがないか検討を行った。しかし、民間事業者自身が非常時応急業務で使用する

ことや、県からの依頼を受けて事業者自身が代替施設確保の必要性を認識されたため、協力を断られるケースもあった。

また、地方合同庁舎等の代替庁舎となる県有施設は、十分な面積が確保できる施設が同圏域内になかったり、既に県警察署の代替庁舎として確保されていたりと、確保が困難な圏域があった。

そこで、県内市町や準公共団体(株式会社滋賀銀行、高島市商工会、独立行政法人水資源機構等)に対し、大規模災害時に使用しない施設がないか個別に交渉を進め、最終的には災害発生時にスムーズに移転できるよう、協定を締結させていただいた。さらに、各保健所から域内の災害拠点病院に対し、院内でお貸しいただけるスペースがないか交渉を行った。これらの取組みにより、各圏域において複数の代替庁舎の候補を確保することができた。

3) 現地確認で明らかになった課題と対応

候補とした施設は、財産活用推進室の職員がすべて現地確認を行い、使用可能な状況が写真で記録した。中には、図面上では会議室となっているにもかかわらず、実際には倉庫として使用されていたり、職員への聞き取りから災害時は別の用途で使用されることが発覚したりするなど、現地でしか把握できないことが数多くあった。

現地確認で明らかになった課題の一つとして、什器・備品の不足がある。原則として代替庁舎内の什器・備品を使用することとしたが、施設内の什器・備品だけでは数量が不足することも想定されたため、(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーションと「災害時におけるレンタル資機材等の供給に関する協定」を締結した。

加えて、関係部局との検討を進める中で、本庁舎や地方合同庁舎等の駐車場は県内外からの応援組織が使用され、県職員が使用する駐車スペースが不足することが判明した。このため、近隣学校



写真1 当室職員による現地視察の様子
(琵琶湖モーターボート競走場)

のグラウンド等の使用ができるよう、県市教育委員会や学校へ協力依頼を行った。

4 「滋賀県代替庁舎移転マニュアル」の策定

本県では、代替庁舎を確保するだけでなく、県内のどこで大規模災害が発生しても職員が柔軟に対応できるよう、代替庁舎への移転までスムーズに活動するための手引きとして「滋賀県代替庁舎移転マニュアル」を策定した。マニュアルは本庁舎バージョンと各圏域の地方合同庁舎バージョンを作成し、いずれもマニュアル本体、様式、参考資料で構成されている。

代替庁舎には1週間以内に移転するものとし、活動フェーズを【職員参集後】、【～72時間以内】、【72時間～1週間】の三つに分類した。マニュアルには、活動フェーズごとに、どの主体が、どの時期に、どのような活動を行うべきかが詳細に記載されている。

職員参集後	～72時間	72時間～1週間
庁舎の被害状況等の確認	庁舎の被害状況等の把握 庁舎の使用可否の判定 代替庁舎配置チームの設置	代替庁舎の状況把握 代替庁舎移転の決定 代替庁舎への移転

表1 時間区分と活動フェーズ

活動時に使用する様式としては、庁舎の被害状況を確認するチェックリストや報告書等を掲載している。また、参考資料としては、被害が甚大であった場合に立入禁止措置を行う物品の格納場所や、代替庁舎までの地図、図面等を掲載しており、様式と合わせて、どの職員が見ても手順等が分かるよう工夫した。

マニュアル作成の途中段階で、活動業務の



図3 立入禁止措置で使用する張り紙

実効性を担保するため、関係課とマニュアル(案)に基づく動作確認(訓練)を実施し、内容のブラッシュアップを行った。訓練にはマニュアル(案)を初めて見る職員も参加し、災害発生時の通信環境の問題や連絡手段、施設内での職員の確認事項等が不明確であるなど、様々な課題が洗い出され、随時様式の追加や内容の修正を行った。



写真2 関係課との動作確認(訓練)の様子

本マニュアルでは、代替庁舎の確保業務が円滑に進められるように、本庁舎又は地方合同庁舎等が被害甚大で使用困難と判断された場合には、「代替庁舎配置チーム」を設置することとしている。

「代替庁舎配置チーム」の主な活動内容は以下の2点である。

- ①本庁舎又は大津合同庁舎の被害が甚大である場合に、代替庁舎の確保を行う。
- ②地方合同庁舎又は(単独)健康福祉事務所の代替庁舎の確保において、移転候補先のいずれの施設も確保が困難な場合や、移転候補先が他の合同庁舎と重複する場合に、代替庁舎の確保や合同庁舎間の調整を図る。

チームは総務部次長(次長が参集不可の場合は総務課長)をリーダーとし、総務課(本庁舎を所管・管理)、監理課(土木事務所の所管課)、健康福祉政策課(保健所の所管課)、健康危機管理課(医療支援チーム等を所

管)等の職員で構成される。

5 各部局・機関との連携体制の構築

「滋賀県代替庁舎移転マニュアル」の策定にあたっては、既存の地域防災計画、各種条例・要綱、各部局が整備した業務継続計画(BCP)等の関係計画やマニュアルとの整合性を図る必要があり、関係計画やマニュアル等の改正が必要となった。このため、防災危機管理局を始め、各庁舎の管理を行う部局や建築課等、関係部局と十分に調整し、入念な意見交換を重ねる必要があった。

例えば、現庁舎が引き続き使用できるかどうかを判断する「庁舎の被害状況の把握(応急危険度判定に相当)」は、代替庁舎が必要かどうかを早期に判断する上で極めて重要な業務である。しかし、すべての庁舎に建築職員が配置されていないことから、土木交通部建築課の協力が不可欠であった。土木交通部内では、既然大規模地震発生時の初動活動体制計画や滋賀県建築設計監理事業協同組合との協定が締結されていたことから、まずは県の建築職員が被害状況を確認することを基本としつつ、万が一、県職員の参集が困難な場合でも、民間事業者(設計会社等)の協力を得ることで、滞りなく業務を進めるための体制を確立することができた。

このように、各部局では災害発生時に果たすべき業務や時間区分がマニュアル等で既に定められており、それぞれの業務を優先して遂行する体制が構築されていた。しかし、非常時優先業務を遂行するにあたり、活動場所となる庁舎機能の確保は最優先事項であり、代替庁舎の確保は各所属が協働して取り組む必要があった。その理解を得るため、会議や個別のヒアリング等を通して、その重要性を丁寧に説明するなど、関係部局との調整を重ねた。

特に、施設を所管する職員とともに代替庁舎候補地の現場を視察したことは、単なる情報共有にとどまらない、非常に効果的な取り組みであった。現場をともに視察することで、職員同士の顔の見える関係が構築され、災害発生時の状況をより具体的にイメージし、自らの業務とのつながりを深く認識するきっかけとなった。このように関係各所が連携して取り組むことで、その後の円滑な体制構築に寄与できたと考えている。

6 マニュアルの管理と運用、今後の展望

各主体が平常時から各代替庁舎候補施設との関係を構築することが、災害発生時の円滑な連携につながると考え、「滋賀県代替庁舎移転マニュアル」は、施設を管理する所属ごとに管理することとしている。

マニュアルは、年に一度の更新作業を行う上で、代替庁舎の候補施設の状況や連絡窓口に変更がないか等、確認を行うこととしている。また、本庁舎では、総務課と連携し、消防防災訓練と協働して、毎年1回、代替庁舎の確保に係る訓練を実施することとしている。

本稿で紹介した「滋賀県代替庁舎移転マニュアル」に基づき、大規模災害発生時における代替庁舎の確保を図るとともに、災害発生時に職員がより迅速かつ柔軟に対応できるよう、今後もマニュアルの運用・改善を継続して行い、有事の際に円滑な業務遂行が図られるよう努めてまいりたい。